

平成30年度北区放課後子ども総合プランの実施について

1 要 旨

平成30年度放課後子ども総合プラン実施予定校と運営方式について報告する。

2 実施予定校

(1) 直営方式

なでしこ小学校

(2) 委託方式（公募）

- ①梅木小学校
- ②谷端小学校
- ③田端小学校
- ④滝野川もみじ小学校

3 経過と今後の予定

平成29年8月7日	公募要項等公表
8月17・18日	公募説明会、施設見学会
9月	平成30年度実施予定校の運営方式について 議会報告
8月～12月	委託方式のプロポーザル審査委員会等の開催
10月～11月	在校児童・学童クラブ保護者説明会の開催
12月	委託事業者決定
平成30年1月～	委託事業者との実施内容等についての調整及 び開設準備。実行委員会の発足。
4月～	事業開始

【参考】

◆導入状況

平成24年度 東十条小学校

平成25年度 岩淵、浮間、西浮間、滝野川第五小学校

平成26年度 王子第五、荒川、堀船、第四岩淵、滝野川第四小学校

平成27年度 王子第三、柳田、神谷、稲田、八幡小学校

平成28年度 豊川、滝野川、滝野川第二、赤羽台西小学校

平成29年度 王子第二、十条台、西が丘、滝野川第三、西ヶ原小学校

※下線は直営型、下線は一般登録及び学童クラブ登録の両業務委託

※荒川、堀船、第四岩淵、滝野川第四小学校については、平成28年度再公募により平成29年度から一般登録と学童クラブ登録の両業務を委託している。

◆再公募実施予定校

(1) 平成27年度に開始し再委託期間終了に伴う再公募

- ・八幡放課後子ども総合プラン（わくわく八幡ひろば）
- ・柳田放課後子ども総合プラン（わくわく柳田ひろば）

(2) 平成28年度に開始し児童館（学童クラブ）指定期間満了に伴う再公募（指定管理者との一般登録の随意契約が終了するため）

- ・赤羽台西放課後子ども総合プラン（わくわく赤西ひろば）

資料 3-1
子ども・子育て会議資料
平成 29 年 8 月 31 日
子ども未来部 副参事
(子どもの未来応援担当)

ひとり親家庭等相談コーナーの設置等について

1 要 旨

北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」に基づき、「ひとり親家庭等相談コーナー」を平成 29 年 9 月 1 日から設置するにあたり、相談コーナーの愛称、実施主体が決定し、またひとり親応援ガイドブック、周知案内チラシ等が完成したので報告する。

2 事業の概要

(1) 対象者

ひとり親家庭またはひとり親家庭となることが予測される家庭で子を監護する者

(2) 受付時間

平日（祝日・年末年始を除く） 8 時 30 分～17 時
（ファイナンシャルプランナーによる家計相談と養育費等に関する法律相談のみ月 2 回実施）

(3) 場 所（窓口の愛称）

区役所第一庁舎 2 階 5 番窓口（そらまめ相談室）

(4) 相談員

産業カウンセラー、心理カウンセラー、弁護士
ファイナンシャルプランナー

(5) 相談内容

- ①日常生活についての相談
- ②仕事に関する悩み相談
- ③就職活動に関する悩み相談
- ④家計に関する相談
- ⑤養育費や面会交流のほか、子どもの養育に関する相談

(6) 相談方法

面接相談

(7) 実施主体

株式会社 エイジェック

3 今後の予定

平成29年8月末

～9月上旬

ひとり親世帯（児童育成手当受給者）
へ周知案内チラシを送付

9月

事業周知

（HP・北区ニュース9月1日号、
ポスター掲示、パンフレット設置）

9月1日

窓口相談・相談予約受付開始

資料3-2
子ども・子育て会議資料
平成29年8月31日
子ども未来部副参事
(子どもの未来応援担当)

ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業（実施場所等）について

1 要 旨

北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」に基づき、「ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業」を平成29年10月から実施するにあたり、実施場所、日時、実施主体が決定したので報告する。

2 事業の概要

(1) 対象者

ひとり親世帯等（児童育成手当受給世帯）の中学1、2年生

(2) 定 員

40名（20名×2グループ）

(3) 実施回数

1か所につき1グループ 週1回実施

(4) 実施主体

株式会社エデュケーショナルネットワーク（栄光ゼミナール）

(5) 募集方法

ひとり親世帯等（児童育成手当受給者）への募集通知及び学校（SSW）からの紹介

(6) 実施内容

受講者2～3名に対し、学習支援員を1名配置し、学校で使用している教材や宿題等を中心とした自主学習の支援を行い、学習習慣の定着を図る。また、実績のある法人へ委託することにより、高校進学を見据えた質の高い学習支援により、学力向上を実現する。

3 今後の予定

平成29年	8月下旬	受講者募集（通知送付）
	9月中旬	受講者面談
	9月末	受講者決定
	10月	事業開始

「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」募集要項（抜粋）等について

1 要旨

北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」に基づき、「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」を平成29年10月から実施するにあたり、主に家庭の事情等により孤食の常況にある子どもを対象に食事の提供及び居場所づくりを行う事業を実施する団体を募集する。

2 補助対象事業

次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 子どもに無料又は低額（100円程度）で子どもの発達に十分な栄養がある食事を提供すること。
- (2) 勉強、遊び体験等、子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。
- (3) 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。
- (4) 開催頻度は、原則月2回以上であること。
- (5) 開設時間は、1回あたり概ね2時間以上であること。
- (6) 事業実施にあたり必要な体制が確保されていること。
- (7) 国・地方公共団体またはこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

3 申請に係る資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定款又は会則を備えていること。
- (2) 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと。
- (3) 営利目的の活動及び公序良俗を乱す活動を行わないこと。

4 留意事項

- (1) 申請にあたっては、北区保健所と事前協議を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。
- (2) 食事の提供にあたっては、アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行うこと。
- (3) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。

5 補助金額

- (1) 初期経費 10万円（冷蔵庫、電子レンジ、調理器具、食器等）
- (2) 運営経費 20万円（消耗品、食材、保険料等）
但し、平成29年度は、平成29年10月からの運営経費を補助対象とするため、上限額を10万円とする。

6 今後の予定

平成29年8月	事業周知 (HP、北区ニュース8/20号にて広報)
8月～9月	実施団体募集 申請書類等の受付
9月	町会自治会等への周知
10月	選考審査、補助金交付決定